

# 第7期 砂川市障がい福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

砂川市 社会福祉課

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨と目的	1
2	計画の位置付けと法的根拠	2
3	計画の策定体制と経過等	3

## 第2章 障がいのある人及びサービス提供体制の現状

1	障がいのある人の現状	4
2	第6期計画の状況	11
3	主なサービス提供基盤の整備状況	24

## 第3章 第7期計画推進のための基本的事項

1	計画の基本理念	26
2	計画推進の基本方針	28
3	令和8年度の成果目標	29

## 第4章 サービスの見込量と確保の方策

1	障害福祉サービス	36
2	障害児通所支援サービス	39
3	地域生活支援事業	39

## 第5章 計画の推進体制

1	計画の推進主体	41
2	地域への広報及び啓発活動	41
3	計画の管理	41

<用語説明>	45
--------	----

<b>資料</b> 砂川市障がい福祉計画策定に係るアンケート調査の概要	54
-------------------------------------	----

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨と目的

### (1) 計画策定の趣旨

国内においては、少子高齢化の進行により総人口の減少及び都市部への人口の流出が続いており、地方の高齢化率の上昇が顕著となる中で、地域福祉を支える人材の確保も課題となっています。また、障がいの重度化や高齢化に加え、障がいのある人が抱える課題もより複雑になってきており、専門性の高い対応が求められています。

国では、令和4年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を改正し、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化を規定するとともに、障がい者等があらゆる分野の活動に参加するための情報取得や意思疎通の円滑化を目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を制定するなど、障がい者施策の法整備が進んでいます。

本市においては、「砂川市第7期総合計画」及び「第4次砂川市障がい者計画」に基づき障がい者福祉施策を推進しており、具体的な障がい福祉サービスの必要量や計画値、サービス提供体制の確保等については令和3年3月に策定した「第6期砂川市障害福祉計画」に基づいて取り組んできましたが、このたび、令和5年度をもってこの計画期間が終了することから、国・道の指針や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、令和8年度までの成果目標及び障害福祉サービス等の見込量等を定めた「第7期砂川市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）に「第3期砂川市障がい児福祉計画」を包含する形で策定するものです。

## (2) 計画策定の目的

本計画は、障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、国の基本指針、道の計画等に基づき、令和8年度における成果目標を設定するとともに、各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込みとその提供体制の確保のための方策、その他必要な事項を定めます。

## 2 計画の位置付けと法的根拠

### (1) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期的な計画として策定した「第4次砂川市障がい者計画」（計画期間：令和5～令和14年度）の実施計画として位置付け、障害福祉サービス等の必要量と提供体制確保に関して定める3年間の計画となります。

なお、市政運営の最上位計画である「砂川市第7期総合計画」（計画期間：令和3～12年度）との整合性についても考慮しながら策定するものです。

### (2) 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

### (3) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

### 3 計画の策定体制と経過等

#### (1) 計画の策定体制

砂川市障害者地域自立支援協議会を開催し、本計画策定について、関係者の幅広い意見を反映させています。

#### (2) 経過

計画策定にあたり、砂川市障害者地域自立支援協議会を計3回開催するとともに、障害福祉サービス等の利用実態や障がいのある人のニーズを把握するため、障害福祉サービスを利用している方等を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の参考としました。

日 程	内 容
令和 5年 12月 22日	第1回砂川市障害者地域自立支援協議会
令和 6年 1月 19日 ～ 2月 9日	障害福祉サービス利用者等へのアンケート調査
令和 6年 3月 15日	第2回砂川市障害者地域自立支援協議会
令和 6年 3月 28日	第3回砂川市障害者地域自立支援協議会
令和 6年 3月 31日	決定

#### (3) 本計画で使用する文言の表記について

本計画において、「障害」という言葉の表記については、法令等に基づく固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。

## 第2章 障がいのある人及びサービス提供体制の現状

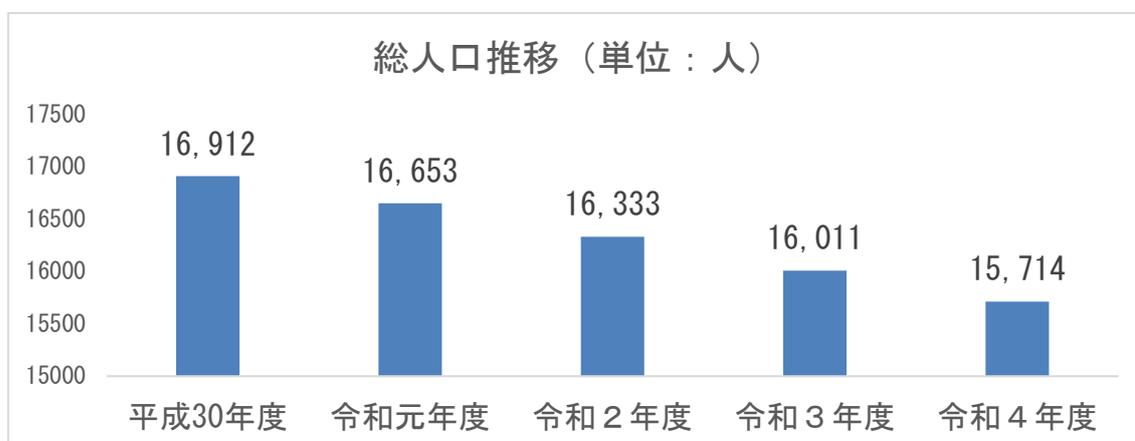
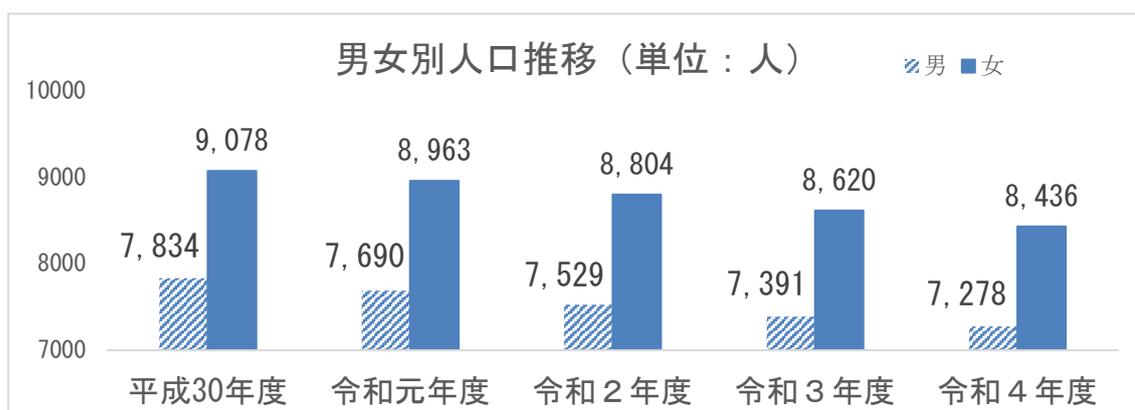
### 1 障がいのある人の現状

#### (1) 砂川市の人口推移

(各年度末現在) (単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男	7,834	7,690	7,529	7,391	7,278
女	9,078	8,963	8,804	8,620	8,436
計	16,912	16,653	16,333	16,011	15,714

男女別人口では女性の方が多く、人口減少率は男性の方が高い状況となっています。総人口は毎年約300人のペースで減少が続き、令和4年度には1万5千人台となっています。

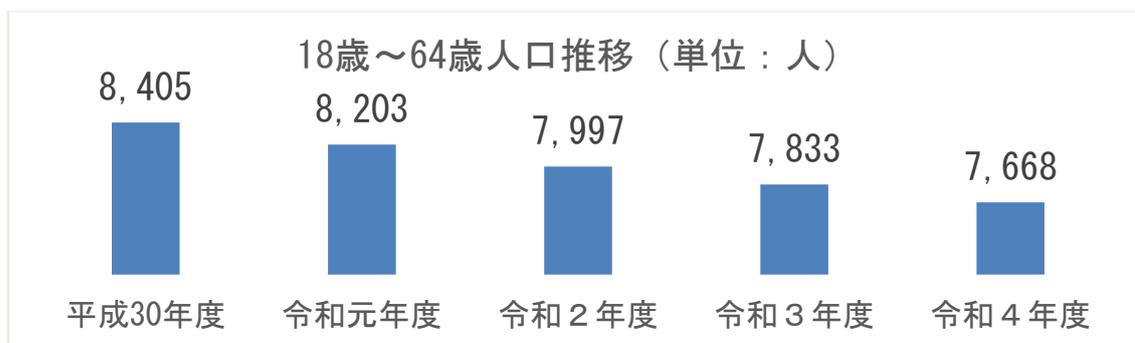
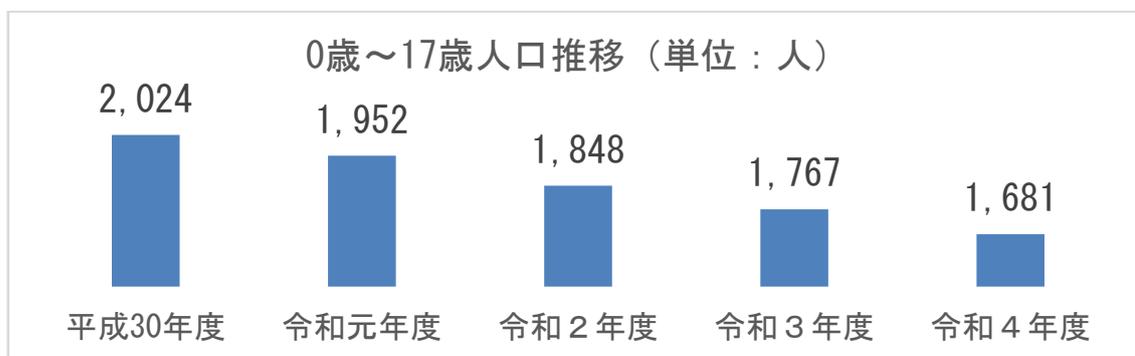


〈年齢別人口推移〉

(各年度末現在) (単位: 人)

年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0歳～17歳	2,024	1,952	1,848	1,767	1,681
18歳～64歳	8,405	8,203	7,997	7,833	7,668
65歳～	6,483	6,498	6,488	6,411	6,365
計	16,912	16,653	16,333	16,011	15,714

0歳～64歳の人口減少が続き、65歳以上の人口についても令和元年度をピークに減少に転じています。「北海道の高齢者人口の状況」(令和5年1月1日時点北海道保健福祉部公表)における本市の高齢化率は40.2%で、全国平均(29.1%)、北海道平均(32.8%)を大きく上回っています。



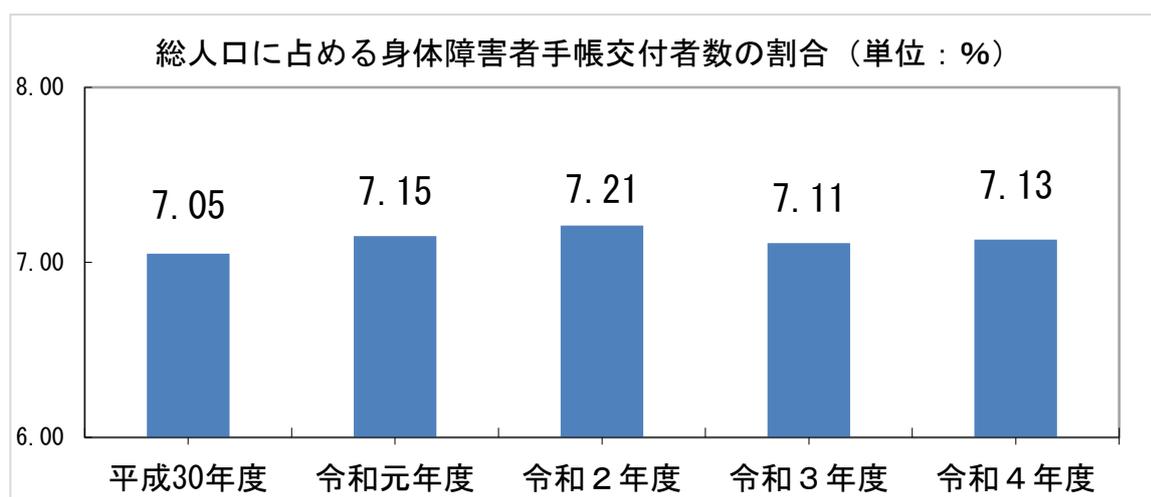
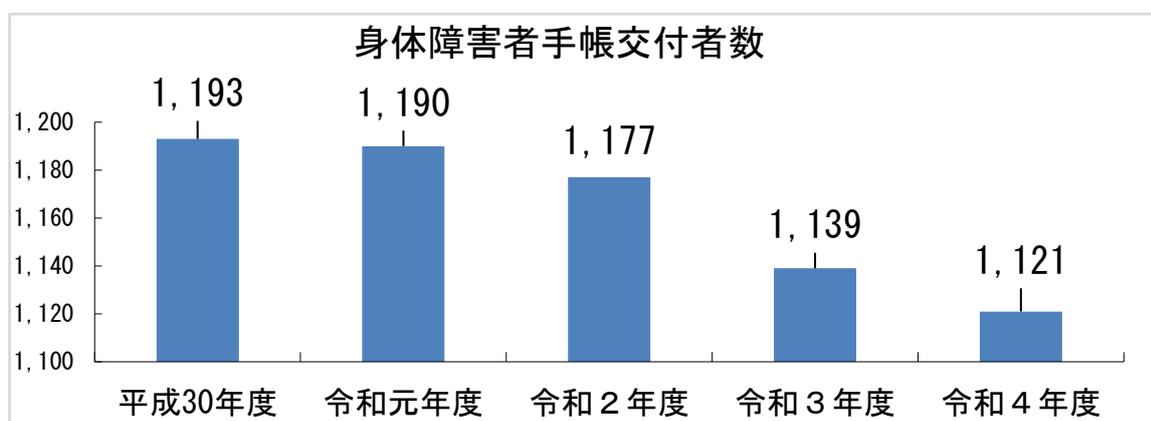
## (2) 障害者手帳交付者数推移

〈身体障害者手帳〉

(各年度末現在) (単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	23	23	23	23	23
18歳以上	1,170	1,167	1,154	1,116	1,098
計	1,193	1,190	1,177	1,139	1,121
割合 (%)	7.05	7.15	7.21	7.11	7.13

身体障害者手帳交付者数については減少傾向となっておりますが、総人口も減少を続けていることから、交付者数の割合は横ばいとなっております。

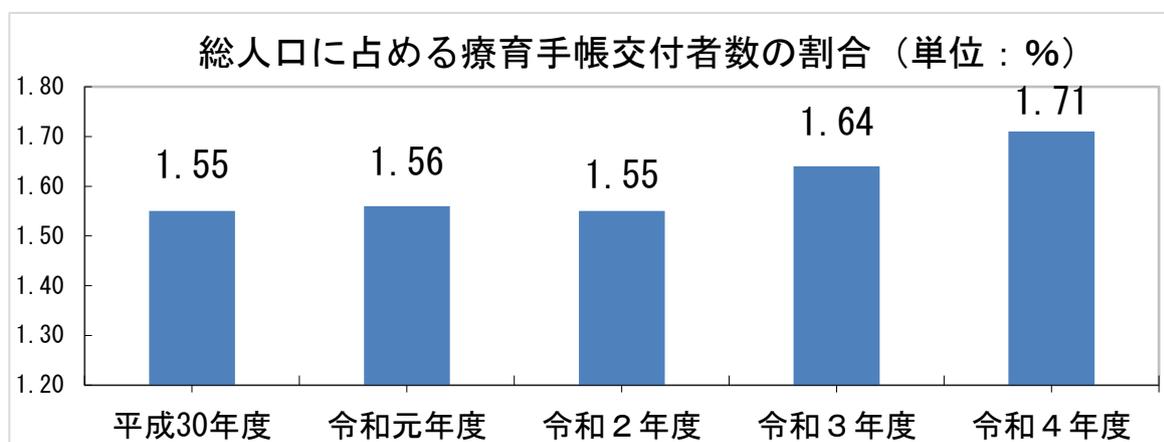
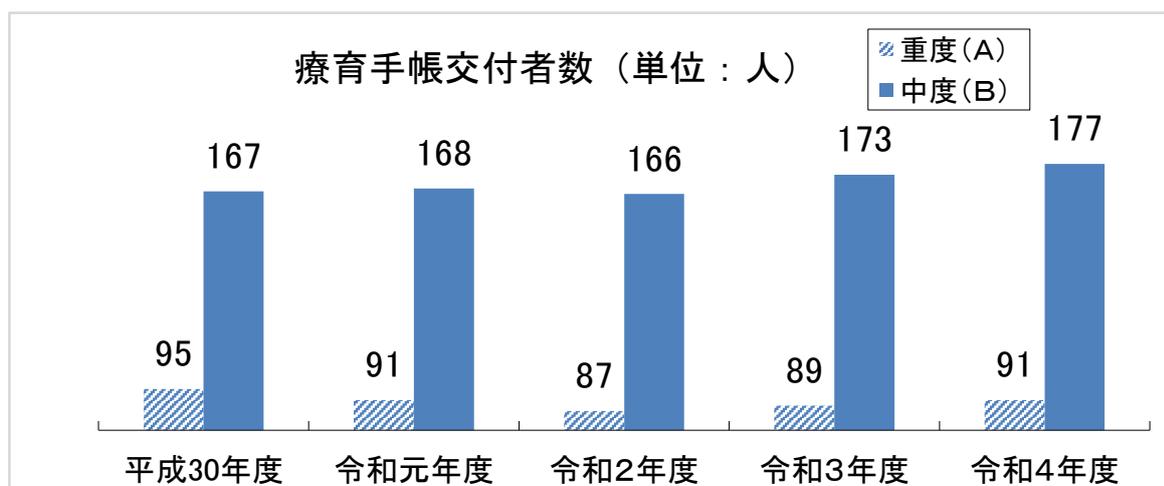


〈療育手帳〉

(各年度末現在) (単位：人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度 (A)	18歳未満	6	6	4	2	5
	18歳以上	89	85	83	87	86
	計	95	91	87	89	91
中度 (B)	18歳未満	34	32	30	27	27
	18歳以上	133	136	136	146	150
	計	167	168	166	173	177
計	18歳未満	40	38	34	29	32
	18歳以上	222	221	219	233	236
	計	262	259	253	262	268
割合 (%)		1.55	1.56	1.55	1.64	1.71

療育手帳交付者数については、重度(A)は減少傾向ですが、中度(B)は増加傾向であり、総人口に占める割合としては微増傾向となっています。

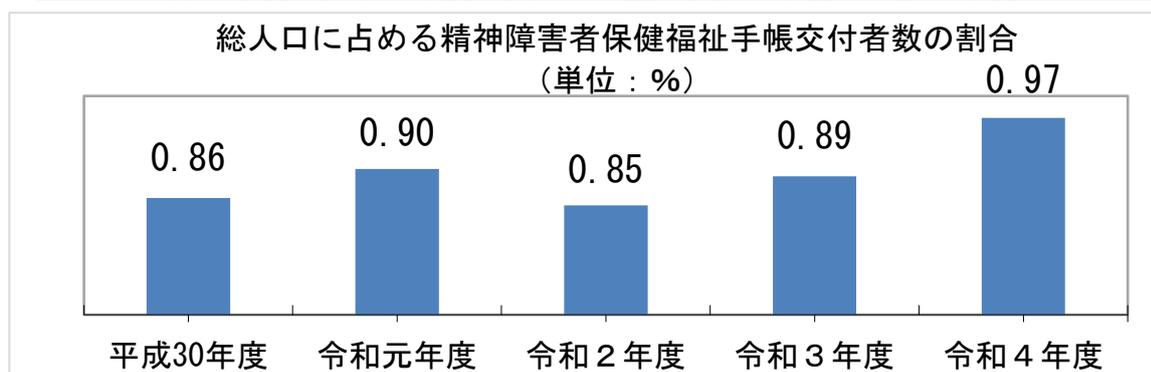
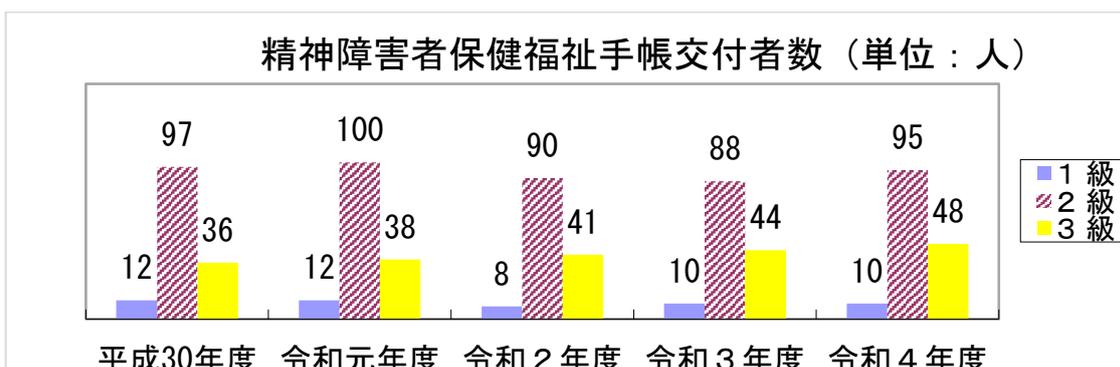


〈精神障害者保健福祉手帳〉

(各年度末現在) (単位：人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	12	12	8	10	10
	計	12	12	8	10	10
2 級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	97	100	90	88	95
	計	97	100	90	88	95
3 級	18歳未満	1	1	0	0	0
	18歳以上	35	37	41	44	48
	計	36	38	41	44	48
計	18歳未満	1	1	0	0	0
	18歳以上	144	149	138	142	153
	計	145	150	139	142	153
割合 (%)		0.86	0.90	0.85	0.89	0.97

精神障害者保健福祉手帳交付者数については、1級は減少傾向となっておりますが、うつ病、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害のほか、知的障害を伴わない広汎性発達障害など、2級・3級は増加傾向となっております。



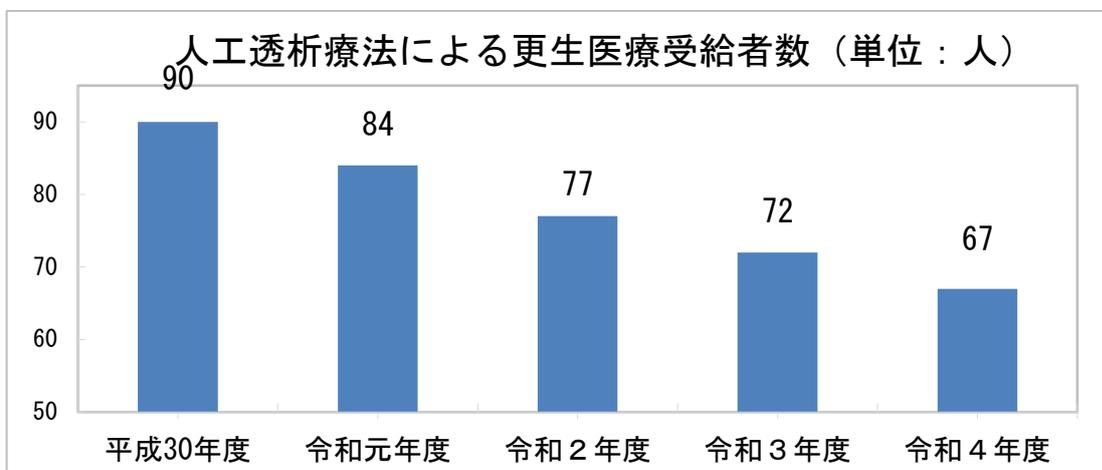
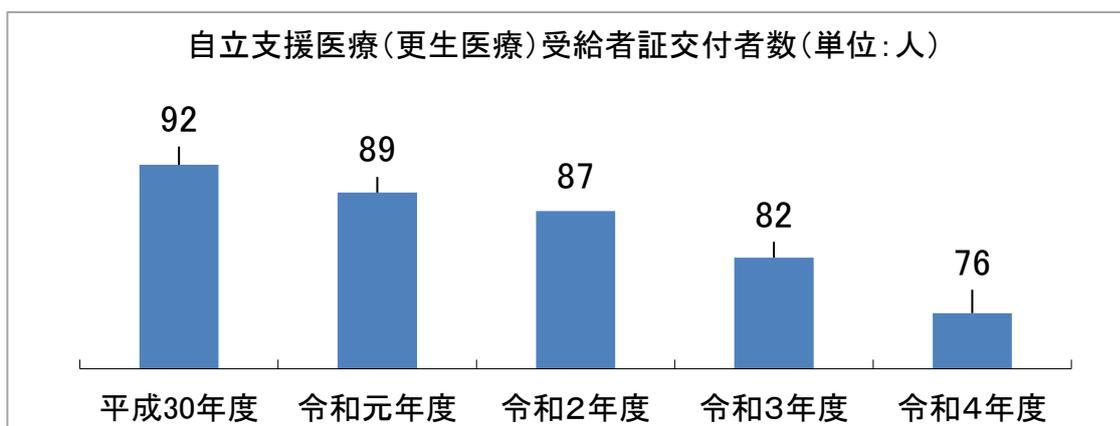
### (3) 自立支援医療受給者証の交付者数推移

〈更生医療〉

(各年度末現在) (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計	92	89	87	82	76

更生医療受給者の中で多くの割合を占める人工透析療法(血液透析・腹膜透析)患者は減少傾向であり、これに伴い更生医療受給者数も減少しています。



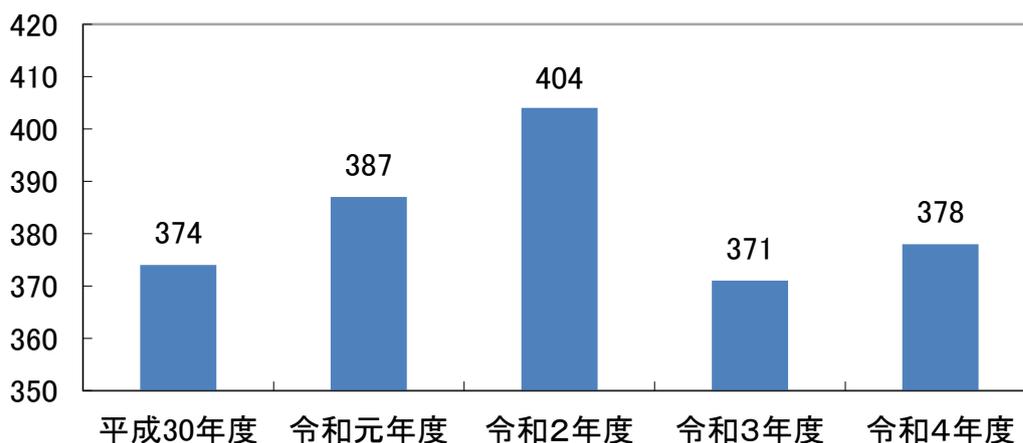
〈精神通院医療〉

(各年度末現在) (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	10	9	9	8	7
18歳以上	364	378	395	363	371
計	374	387	404	371	378

精神通院医療受給者数はこれまでも増加傾向にあり、特に令和元年度、令和2年度に18歳以上の受給者数が大きく増加していますが、新型コロナウイルス感染症の流行など社会情勢の大きな変化も関連しているものと思われます。令和3年度以降は減少し、平成30年度の受給者数と同程度となっていますが、今後も増加傾向は続くものと思われます。

自立支援医療(精神通院)受給者証保持者数 (単位:人)



〈育成医療〉

(各年度末現在) (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計	4	2	4	4	2

18歳未満が対象となる育成医療において、砂川市における主な症例は、先天性の口蓋裂や心臓疾患となっています。

## 2 第6期計画の状況

### (1) 成果目標の達成状況

#### 〈施設入所者の地域生活への移行〉

本市においては、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者（100人）のうち、2.4%（3人）以上が地域生活へ移行することを目標として設定しました。令和5年度末までにグループホームへの入所により、地域生活への移行をした人数は12人であり、目標を達成しています。

#### 〈精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築〉

国・道においては精神障がいのある人の精神病床退院後における地域生活の定着（平均生活日数316日以上）、早期退院率の上昇（入院後1年時点で92%以上）を目標としており、本市においても精神病床からの地域移行・地域定着のための支援体制の確立を目標として設定しました。地域定着支援・地域移行支援サービス提供事業所、市立病院、社会福祉協議会、訪問看護ステーション、居宅介護事業所等との連携を図り、令和3年度に1名、令和4年度・令和5年度にそれぞれ2名が地域定着支援サービスを利用し、地域生活を継続しています。また、令和5年4月より、砂川市立病院における精神科病床の半数（40床）を削減し、人員を集中させることにより急性期治療への診療体制を強化するとともに、急性期治療を終えた患者のかかりつけ医への転医など、早期退院を推進しています。

### 〈地域生活支援拠点等の整備〉

本市においては、国・道の指針を踏まえた中で、令和3年度に地域生活支援拠点を整備し、圏域内の障がい福祉サービス事業所等との連携、機能の充実を目標として設定しました。令和3年4月より、本市を含む3市4町と地域生活支援センターぽぽろで構成する中空知地域生活支援拠点を整備し、第6期計画期間中における支援者数は令和3年度で233人、令和4年度で399人、令和5年度で426人となっています。

### 〈福祉施設から一般就労への移行〉

本市においては、令和5年度中に一般就労移行者数を令和元年度の一般就労実績（3人）の1.27倍（4人）以上とするとともに、一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援サービスを利用すること、また、就労定着支援サービスからの就労定着率を8割以上とすることを目標として設定しました。令和5年度中の一般就労実績は2人となっており、目標の達成には至っていませんが、就労定着支援の利用割合及び就労定着率はともに10割となっています。

（各年度末現在）（単位：人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	成果目標
一般就労移行者数	1	2	2	4以上
就労定着支援サービス利用者数	1	2	2	—
就労定着支援の利用割合	10割	10割	10割	7割
就労定着率	10割	10割	10割	8割以上

〈障がい児支援の提供体制の整備〉

国・道の指針では、児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業所・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置、各圏域における医療的ケア児等コーディネーター及び関係機関による協議の場の設置を目標として設定しました。本市においては、市内に児童発達支援センターに準じた機能を有する児童発達支援事業所があり、令和3年度より保育所等訪問支援も行っています。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については圏域内にそれぞれ1箇所ずつ整備されています。

医療的ケア児等への支援については、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、地方公共団体等の責務が明らかにされました。道においては、令和4年6月に「北海道医療的ケア児等支援センター」が設置され、医療的ケア児等コーディネーターを全市町村に配置できるよう養成研修が行われていることから、医療的ケア児等コーディネーター及び関係機関の協議の場の設置については、圏域市町、道及び関係機関と連携しながら検討を進めます。

(2) 障害福祉サービスの計画値と実績値

〈訪問系サービス〉

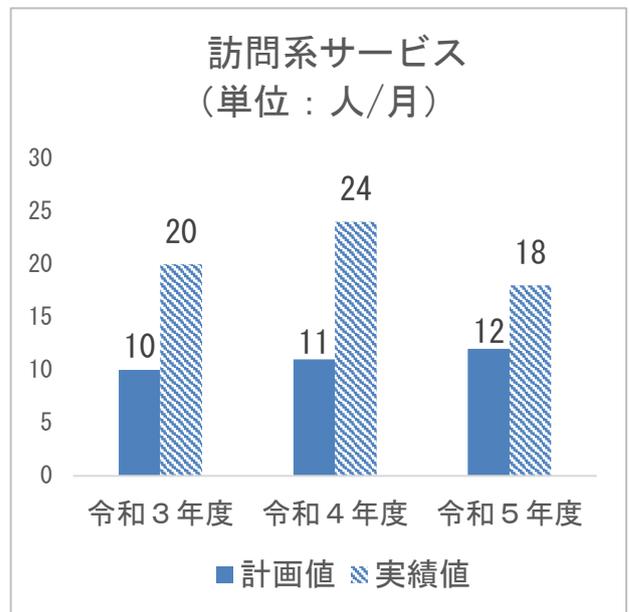
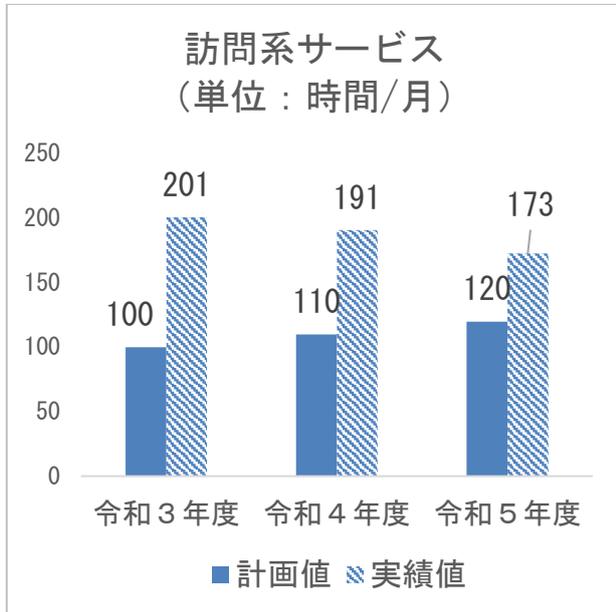
サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	(100) 201	(110) 191	(120) 173
	利用者数 (人/月)	(10) 20	(11) 24	(12) 18

(単位) 時間/月 月当たりの延べ利用時間の平均 人/月 月当たりの実利用者数の平均

※上段括弧書きは計画値、下段は実績値  
※令和5年度実績値は令和5年11月末現在

訪問系サービスについては、家族とともに暮らし続けたい、あるいは単身であっても自宅で暮らし続けたいと考える障がいのある人の在宅生活を支える上で重要な役割

を果たしており、居宅介護がその大半を占めています。障がいのある人あるいはその介護者の高齢化等に伴い、日常生活上の支援へのニーズは年々高まっており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。



〈日中活動系サービス〉

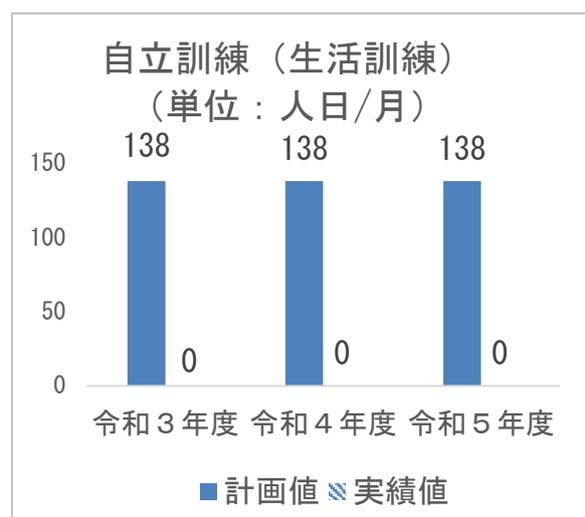
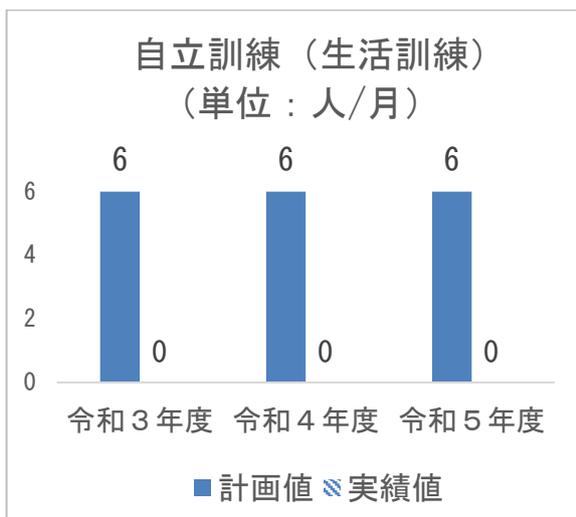
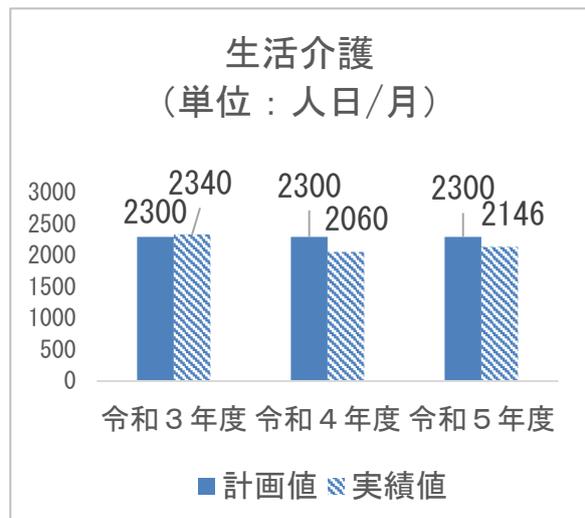
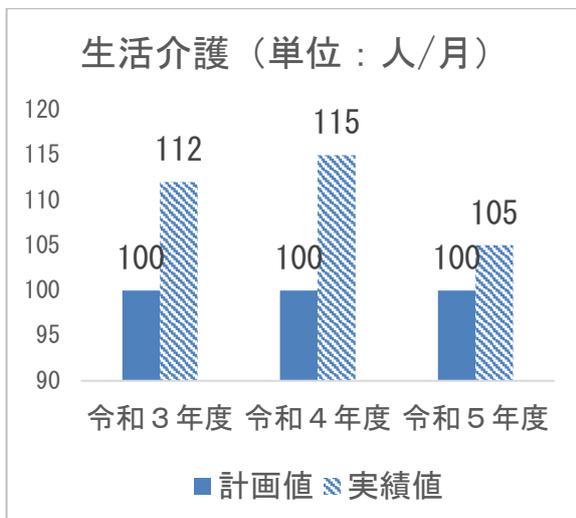
サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数 (人/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	利用者数 (人/月)	(100) 112	(100) 115	(100) 105
生活介護	利用量 (人日/月)	(2,300) 2,340	(2,300) 2,060	(2,300) 2,146
	利用者数 (人/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
自立訓練（機能訓練）	利用量 (人日/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	利用者数 (人/月)	(6) 5	(6) 8	(6) 11
自立訓練（生活訓練）	利用量 (人日/月)	(138) 53	(138) 113	(138) 149
	利用者数 (人/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
自立訓練（宿泊型）	利用量 (人日/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	利用者数 (人/月)	(6) 7	(6) 5	(6) 3
就労移行支援	利用量 (人日/月)	(138) 132	(138) 95	(138) 59
	利用者数 (人/月)	(29) 31	(30) 27	(31) 29
就労継続支援（A型）	利用量 (人日/月)	(667) 505	(690) 449	(713) 472
	利用者数 (人/月)	(95) 94	(96) 101	(97) 111
就労継続支援（B型）	利用量 (人日/月)	(2,185) 1,693	(2,208) 1,576	(2,231) 1,990
	利用者数 (人/月)	(3) 1	(3) 2	(3) 2
就労定着支援	利用者数 (人/月)	(3) 4	(3) 3	(3) 4
	利用量 (人日/月)	(45) 80	(45) 90	(45) 94
短期入所（福祉型）	利用者数 (人/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	利用量 (人日/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
短期入所（医療型）	利用者数 (人/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	利用量 (人日/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0

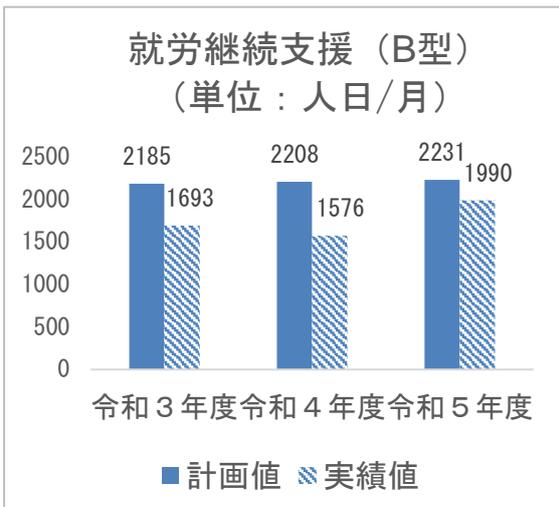
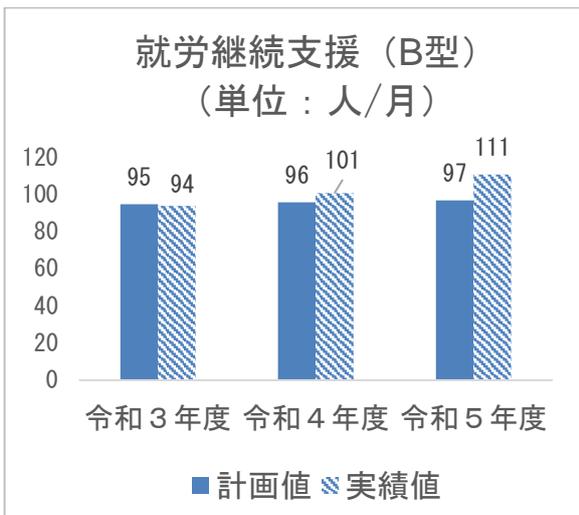
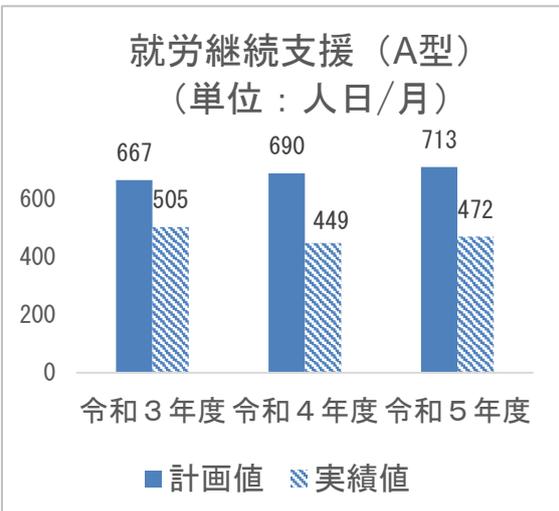
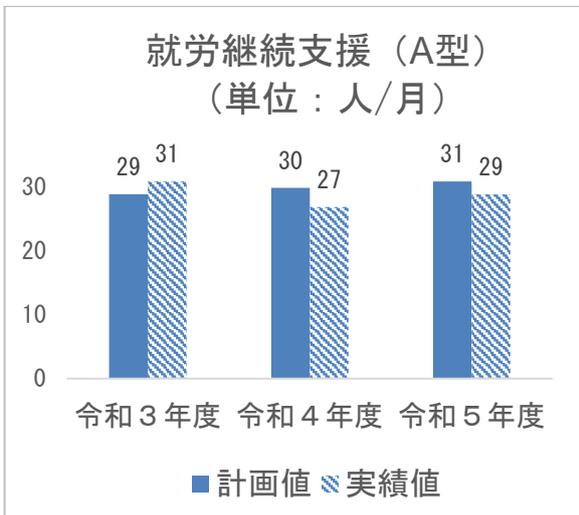
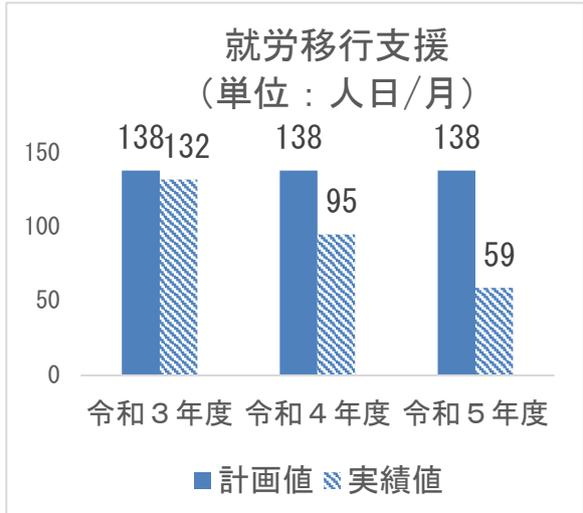
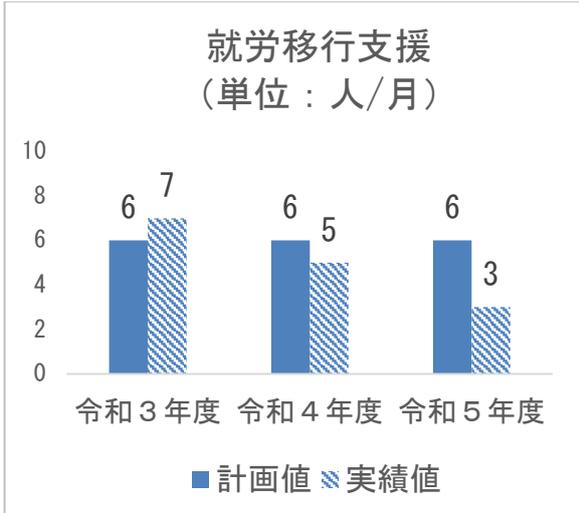
(単位) 人/月 月当たりの実利用者数の平均 人日/月 月当たりの延べ利用者数の平均

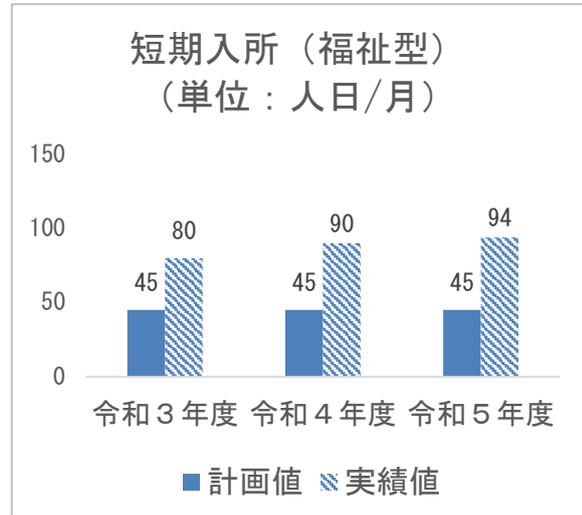
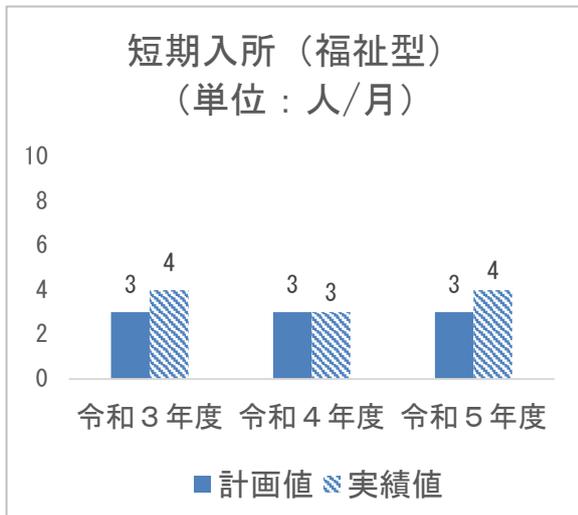
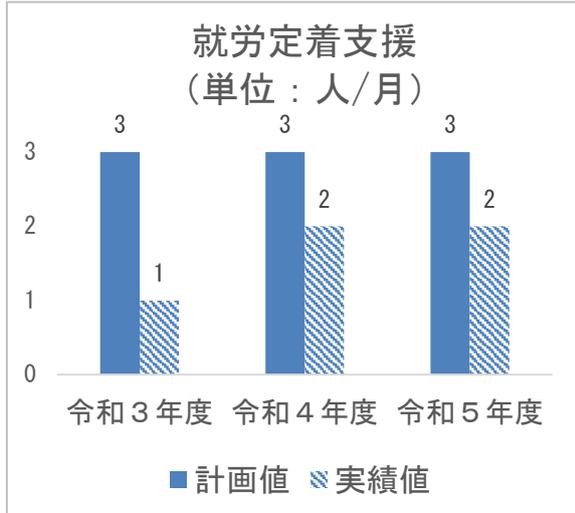
※上段括弧書きは計画値、下段は実績値  
 ※令和5年度実績値は令和5年11月末現在

日中活動系サービスについては、施設等において日中に行われる介護や訓練等の場を提供するサービスです。医療機関に入院している障がいのある人の医療的ケアや介護等を行う療養介護及び創作・生産活動の機会を提供する生活介護については、市内1法人（3事業所）でサービスが提供されており、計画値を若干上回っています。

就労移行支援、就労継続支援（A型）については減少傾向にあり、就労継続支援（B型）については令和4年度より新たな事業所が1箇所設置されたことにより、利用実績は増加傾向となりました。







〈居住系サービス〉

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	(50)	(52)	(54)
	(人/月)	46	51	43
施設入所支援	利用者数	(100)	(100)	(100)
	(人/月)	87	82	76
自立生活援助	利用者数	(1)	(1)	(1)
	(人/月)	0	0	0

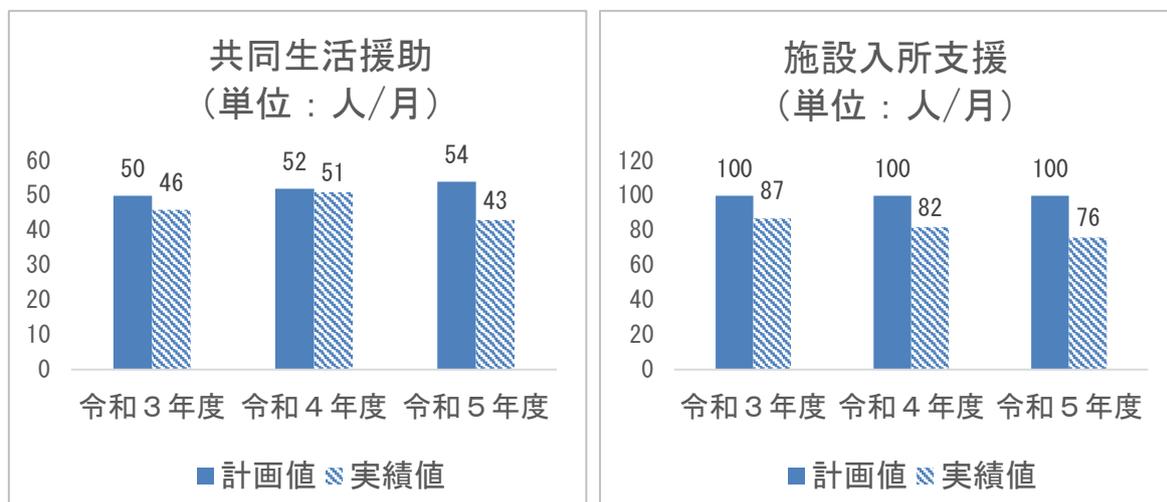
(単位) 人/月 月当たりの実利用者数の平均

※上段括弧書きは計画値、下段は実績値  
※令和5年度実績値は令和5年11月末現在

居住系サービスについて、共同生活援助は、実績値が計画値を下回っていますが、施設入所者や入院患者の地域生活移行及び介護者の高齢化に伴う「親亡き後」の居住

先として引き続き需要が見込まれます。第6期計画期間中においては、2事業所で建物の老朽化に伴う建て替えが行われています。

施設入所支援については、主に入所者の地域移行により実績値は減少傾向となっています。



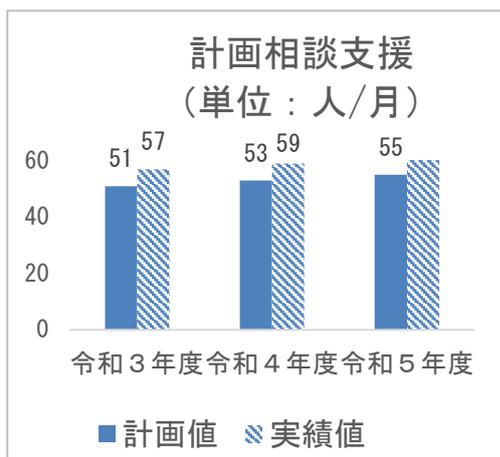
#### 〈相談支援〉

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	(51)	(53)	(55)
	(人/月)	58	60	62
地域移行支援	利用者数	(1)	(1)	(1)
	(人/月)	0	1	1
地域定着支援	利用者数	(1)	(1)	(1)
	(人/月)	1	2	2

(単位) 人/月 月当たりの実利用者数の平均

※上段括弧書きは計画値、下段は実績値  
 ※令和5年度実績値は令和5年11月末現在

相談支援について、計画相談支援はサービス利用者数の増加に比例して増加傾向となっており、計画値を上回っています。市内をサービス提供地域とする計画相談支援事業所は2箇所ありますが、サービス利用者の増加により両事業所においてマンパワー不足が生じていることから、状態が安定している方や、長期にわたり同じサービスを利用している方のモニタリング期間を延長することで対応しています。



### (3) 障害児通所支援サービスの計画値と実績値

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	(19) 59	(20) 54	(21) 69
	利用量 (人日/月)	(76) 184	(80) 158	(84) 184
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	(32) 57	(34) 67	(36) 75
	利用量 (人日/月)	(325) 495	(349) 497	(373) 694
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	(1) 1	(2) 1	(3) 1
	利用量 (人日/月)	(2) 2	(4) 2	(6) 4
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	利用量 (人日/月)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
障がい児相談支援	利用者数 (人/月)	(16) 15	(17) 18	(18) 16

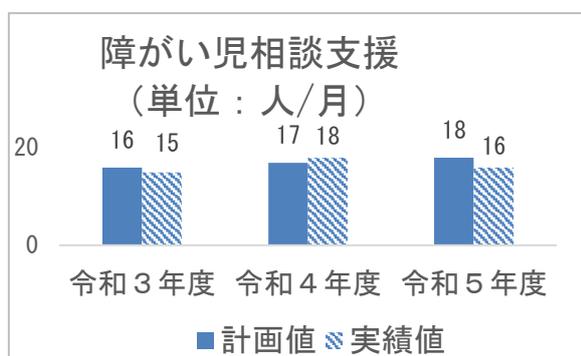
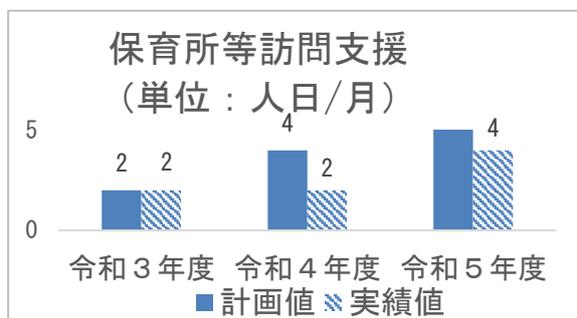
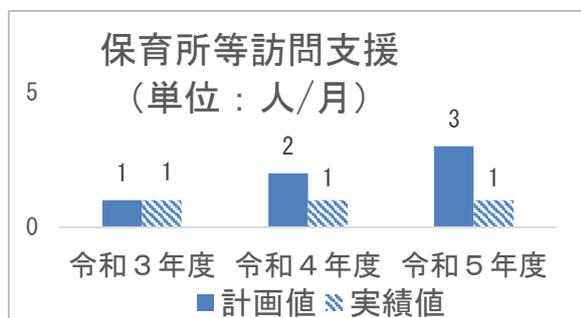
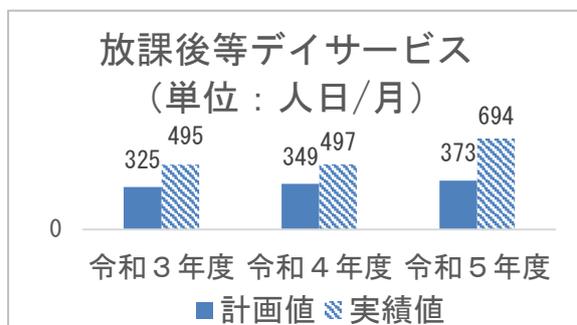
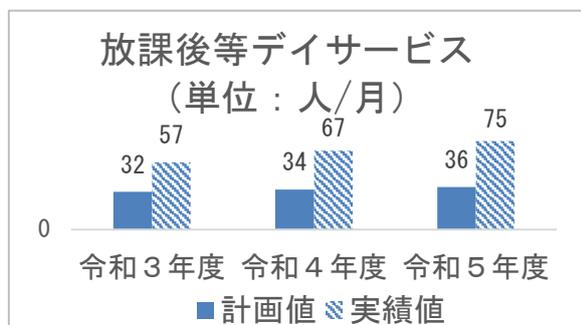
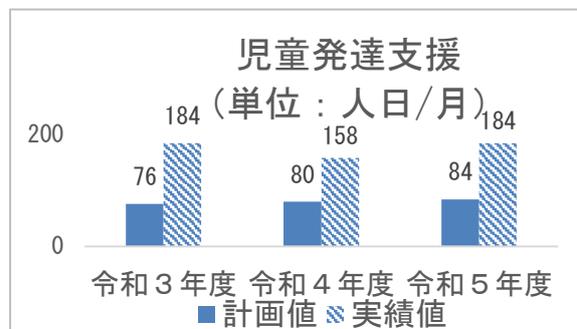
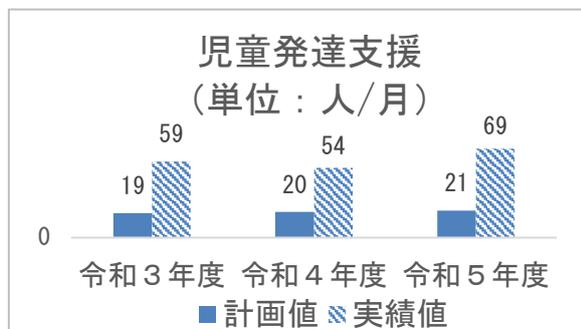
(単位) 人/月 月当たりの実利用者数の平均 人日/月 月当たりの延べ利用者数の平均

※上段括弧書きは計画値、下段は実績値  
※令和5年度実績値は令和5年11月末現在

砂川市の出生数及び18歳未満の療育手帳交付者数はともに減少傾向にあります。児童発達支援・放課後デイサービスの利用実績は増加傾向にあります。要因としては保

護者の療育に対する意識が高まってきたものと考えられます。

また、医療的ケア児など外出が困難な児童へのサービスである居宅訪問型児童発達支援は、令和3年度よりサービス提供事業所が設置されていますが、現時点では利用実績がない状況となっています。



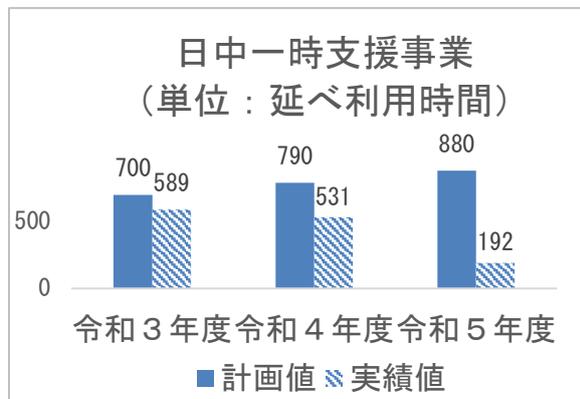
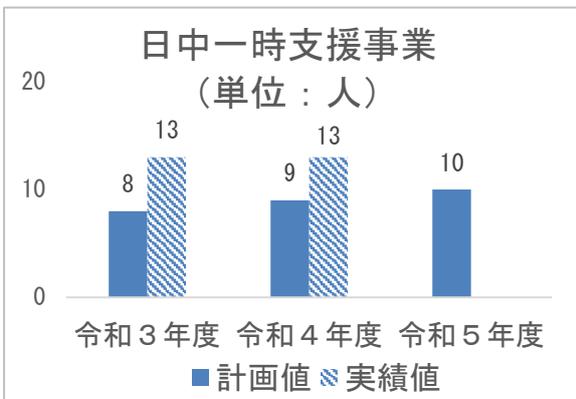
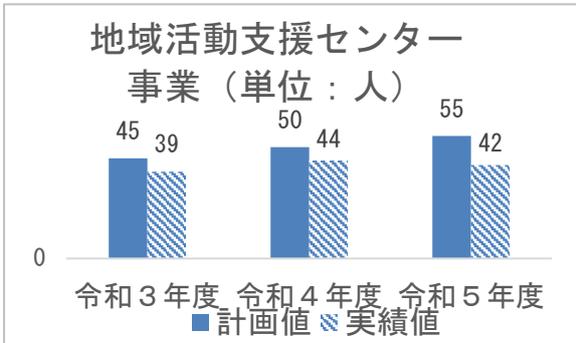
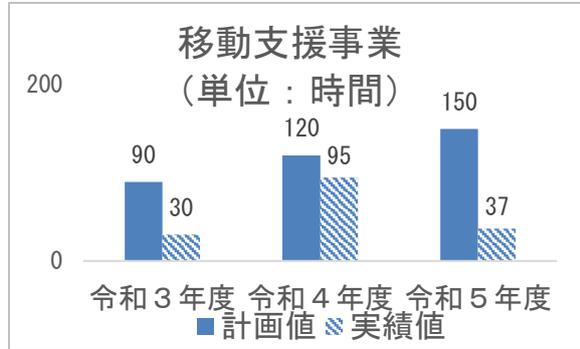
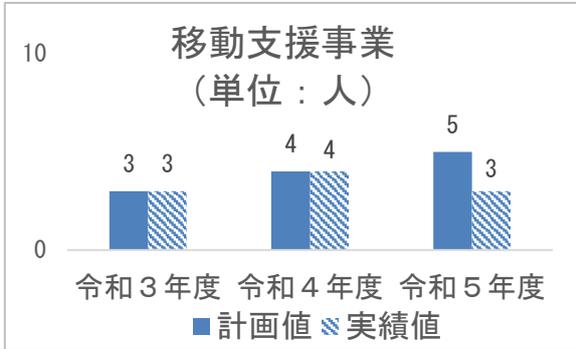
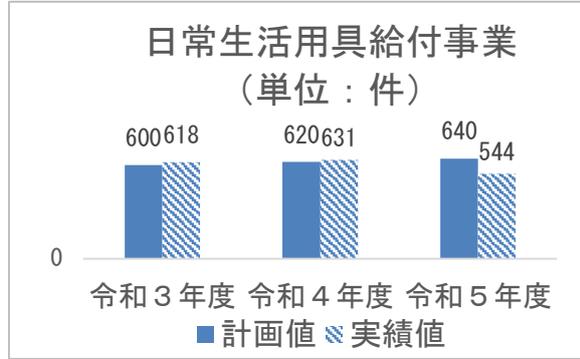
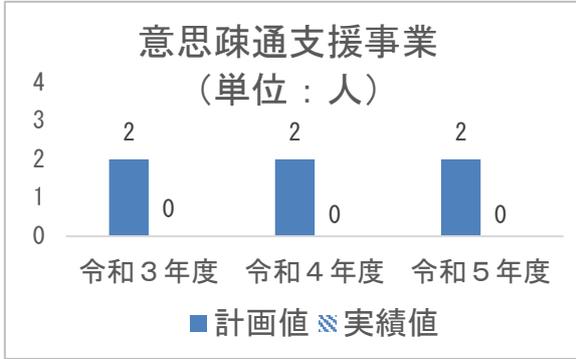
(4) 地域生活支援事業の計画値と実績値

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	(有) —	(有) —	(有) 有
自発的活動支援事業	実施の有無	(有) 有	(有) 有	(有) 有
相談支援事業	箇所数	(1) 1	(1) 1	(1) 1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	(2) 1	(2) 2	(2) 2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	(無) 有	(有) 有	(有) 有
意思疎通支援事業	実利用者数 (人)	(2) 0	(2) 0	(2) 0
日常生活用具給付等事業	件数	(600) 618	(620) 631	(640) 544
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人)	(0) 0	(0) 0	(0) 0
移動支援事業	実利用者数 (人)	(3) 3	(4) 4	(5) 3
	延べ利用時間 (時間)	(90) 30	(120) 95	(150) 37
地域活動支援センター事業	箇所数	(1) 1	(1) 1	(1) 1
	実利用者数 (人)	(45) 39	(50) 44	(55) 42
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	(8) 6	(9) 6	(10) 4
	延べ利用時間 (時間)	(700) 589	(790) 531	(880) 192
自動車改造費助成事業	実利用者数 (人)	(1) 1	(1) 0	(1) 0
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	(1) 0	(1) 0	(1) 0

※上段括弧書きは計画値、下段は実績値  
 ※令和5年度実績値は令和5年11月末現在

おおよそ全ての事業において、実績値が計画値を下回っています。意思疎通支援事業については、平成30年度までは2名の利用がありましたが、家族等の支援により今のところ手話通訳者の派遣の必要がなく、実績がない状況です。また、これまで増

加傾向にあった移動支援事業、地域活動支援センター事業の利用者数が計画値を下回っている理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響によって外出を控えたことによる影響が考えられます。



### 3 主なサービス提供基盤の整備状況（令和5年12月末日現在）

#### （1）障害福祉サービス

サービス名		事業所数（施設数）
訪問系	居宅介護	1（1）
	重度訪問介護	1（1）
	同行援護	0（0）
	行動援護	0（0）
	重度障害者等包括支援	0（0）
日中活動系	療養介護	0（0）
	生活介護	3（3）
	自立訓練（機能訓練）	0（0）
	自立訓練（生活訓練）	1（1）
	自立訓練（宿泊型）	0（0）
	就労移行支援	1（1）
	就労継続支援（A型）	2（2）
	就労継続支援（B型）	5（5）
	就労定着支援	1（1）
	短期入所（福祉型）	1（1）
短期入所（医療型）	0（0）	
居住系	自立生活援助	0（0）
	施設入所支援	1（1）
	共同生活援助（グループホーム）	2（7）
相談支援	計画相談支援	2（2）
	地域移行支援	1（1）
	地域定着支援	1（1）

訪問系サービスについては、居宅介護事業所が市内に1箇所のみであり、介護保険サービス事業所も兼ねていることから、市外の事業所を利用又は代替サービスを利用することで、サービス提供体制の不足を補っています。同行援護、行動援護については、市内に事業所はありませんが、本市をサービス提供地域とする事業所が複数存在し、利用者のニーズにも対応できています。

日中活動系サービスについては、令和4年度から就労継続支援（B型）事業所が1箇所増加しています。

居住系サービスについては、市内に共同生活援助（グループホーム）の施設が7箇所設置されていますが、いずれも定員に達している状態が続いています。

また、施設入所支援については、知的障がいのある人を対象とした施設入所支援事業所があり、本市を含めた近隣市町のニーズの貴重な受け皿となっています。

## （2）障害児通所支援サービス

サービス名	事業所数
児童発達支援	3
放課後等デイサービス	4
保育所等訪問支援	2
居宅訪問型児童発達支援	1
障害児相談支援	2

障害児通所支援サービスについては、利用ニーズが年々高くなってきています。市内においては、令和5年度より児童発達支援と放課後等デイサービスを提供する事業所が新たに1箇所設置されています。また、保育所等訪問支援については、これまで実施していた1事業所に加え、令和3年度より新たに1事業所がサービス提供を開始しています。さらに、同事業所は居宅訪問型児童発達支援サービスも同時に提供を開始しています。

## 第3章 第7期計画推進のための基本的事項

### 1 計画の基本理念

上位計画の「砂川市障がい者計画」の基本理念である「誰もが互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいのある人が住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して豊かな生活を送ることができるまちづくり」を目指すため、本計画においては、国の基本指針に掲げられた以下の理念に基づき、計画を策定します。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

相談受付やサービス等利用計画の作成の際に、希望する生活の実現に向けて自己決定を尊重するとともに、成年後見制度利用支援事業などを通じて意思決定の支援を図ります。

#### (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

自立支援給付の実施主体である市とサービス提供事業所や相談支援事業所、関係機関が連携し、それぞれの障がい種別の特性を踏まえた上で、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施に努めます。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

市内には施設入所支援サービス提供事業所、精神科病床を有する砂川市立病院、地域移行・定着支援サービス、就労移行・定着支援サービス提供事業所があることから、入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を有効活用しながら、障がいのある人の生活を地

域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

#### **(4) 地域共生社会の実現に向けた取組**

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて行政や関係機関、地域住民などの多様な主体が包括的な支援を行う体制の構築を目指します。

#### **(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援**

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

#### **(6) 障がい福祉を担う人材の確保・定着**

平成19年に見直しが行われた「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年8月28日厚生労働省告示第289号）で掲げられている5項目（労働環境の改善、キャリアアップの仕組みの構築、福祉・介護サービスの周知・理解、潜在的有資格者等の参入の促進等、多様な人材の参入・参画の促進）について、障害者地域自立支援協議会に参画する関係機関との連携や理解促進研修・啓発事業等を通じて周知・普及を図り、人材の確保・定着に取り組みます。

#### **(7) 社会参加を支える取組**

障がいのある人の社会参加を促進するため、自発的活動支援事業や重度身体障害者ハイヤー料金助成事業、通所交通費助成事業、自動車改造費助成事業等の支援を通じて、個性や能力を発揮できる機会の確保に努めます。

## 2 計画推進の基本方針

### (1) 障害福祉サービスに関する基本的考え方

第6期計画より、計画の対象者が、本市の障害福祉サービス等受給者ではなく、市内の事業所を利用している障がいのある人へ変更となりました。

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、このことに加え、本計画の基本理念に基づき次に掲げる点を考慮した目標を設定し、計画的な整備を図ります。

- ・ニーズに応じた訪問系サービス（居宅介護、行動援護等）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援等）の提供体制の充実
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備と機能の充実
- ・就労移行支援等のサービスの充実による、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行やその定着促進
- ・高次脳機能障害や依存症に対する支援体制の充実

### (2) 相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人が地域で自立した生活を営むために必要な地域の相談支援体制の整備に努め、計画相談支援（サービス等利用計画）についても、利用者の状況や希望を勘案し、一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう、総合的な支援を行います。

### (3) 障がい児支援に関する基本的考え方

障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から満18歳に達するまで一貫した支援を身近な場所で提供する体制を整えるため、情報提供や関係機関との連携を図ります。

#### (4) 障がい者虐待防止、権利擁護の取組の推進

関係機関との連携により、障がい者虐待の未然防止及び迅速・適切な対応、再発防止の取組を強化します。

また、判断能力が十分でない障がいのある人を支援するため、砂川市成年後見支援センターと連携して成年後見制度の周知を図るとともに、成年後見制度利用支援事業を通じて成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

#### (5) 災害に備えた障がいのある人への支援

災害時に自力避難が困難である障がいのある人に対して、災害の種別や障がいの特性に配慮した支援を行えるよう、避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、平常時から関係機関との連携を密にし、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを推進します。

### 3 令和8年度の成果目標

本計画の策定に当たり、国及び道から示されている地域生活への移行や就労支援、障がい児支援等の課題に対応する計画となるよう、令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項について、成果目標を設定します。この設定に当たっては、国及び道の指針で示された目標値を参考としつつ、本市の実績と地域の実情に応じた目標を定めます。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国・道の指針においては、以下のとおり成果目標を定めています。

##### 【国・道】

- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上（道の目標は約2.5%）が地域生活へ移行する。

- ・令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上（道の目標は約3.7%）削減する。

本市における令和4年度末時点の施設入所者数は82人となっていますが、措置制度の時代からの長期入所者も多く、高齢化が進んでいます。自身の年齢や健康状態等を考えた時に、住み慣れた施設を離れることに不安を感じる方が多く、地域への移行は難しい問題もありますが、その実情も踏まえた上で、本計画では以下のとおり目標値を設定します。

#### 【砂川市】

- ・令和8年度末までに、令和5年度末時点の施設入所者（76人）の6.6%（5人）以上が日中活動系サービス等により地域生活へ移行する。

### （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国・道の指針においては、以下のとおり成果目標を定めています。

#### 【国・道】

- ・令和5年度における精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日（道の目標は330.1日）以上とする。
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数を削減する。
- ・精神病床における早期退院率について、入院後3ヵ月時点で68.9%以上、6ヵ月時点で84.5%以上、一年時点で91%以上とする。

本市においては、急性期医療を担う砂川市立病院（40床）のほか、慢性期医療を担う医療機関（124床）がありますが、役割の特性上、それぞれの医療機関における患者の入院日数は大きく異なります。また、退院先の有力な選択肢となるグループホームについても空きがない状況が続いていることから、令和8年度までの計画値としている地域定着支援サービス利用者1人の地域定着を目指します。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国・道の指針においては、以下のとおり成果目標を定めています。

#### 【国】

- ・令和8年度末までの間、各市町村又は圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置及び担当者の配置、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域に強度行動障害を有する障がい者に関して地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

#### 【道】

- ・地域生活支援拠点等を全ての市町村に整備する。

本市では、令和3年度から3市4町で構成する中空知圏域地域生活支援拠点を整備し、圏域内の障害福祉サービス事業所等と連携を図っています。

今後も障がいの重度化や高齢化、課題の複雑化により専門性の高い対応が求められることから、地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには、その就労意欲や適性に応じ、可能な限り一般就労による生活基盤の安定を図る必要がありますが、国・道の指針においては、以下のとおり成果目標を定めています。

#### 【国】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍とする。
- ・就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移

- 行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労継続支援A型事業所は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す。
  - ・就労継続支援B型事業所は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す。
  - ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の利用実績の1.41倍以上とする。
  - ・就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進める。

#### 【道】

- ・一般就労への年間移行者数は、令和3年度実績の1.28を目指す。
- ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における令和8年度中に一般就労へ移行する者については、令和3年度実績において就労移行支援で1.31倍、就労継続支援A型で1.29倍、就労継続支援B型で1.28倍とする。
- ・就労支援事業所については、就労支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労定着支援の利用者数は、令和3年度実績の1.41倍以上とする
- ・就労定着率については、事業所全体のうち就労定着率が7割以上の事業所が2割5分以上とする。

本市においては、令和3年度に福祉施設から一般就労へ移行した人は1人で、一般就労への移行は引き続き厳しい状況にあります。また、令和3年度末の就労移行支援サービス利用者数も1人となっています。本計画では以下のとおり成果目標を設定します。

#### 【砂川市】

- ・令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度の一般就労移行実績（1人）の2倍（2人）以上とする。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備

障がいのある子ども及びその家族に対する支援については、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供できるような支援体制を整備することが必要ですが、現状は地域による偏りが大きいいため、国・道の指針においては、以下のとおり成果目標を定めています。

### 【国】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置する。
- ・令和8年度末までに、各市町村において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1ヵ所以上確保する。
- ・令和8年度末までに、各都道府県・各圏域・各市町村において関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

### 【道】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センター（又は市町村中核子ども発達支援センター）及び保育所等訪問支援事業所を21の障がい保健福祉圏域内に1ヵ所以上整備する。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を21の障がい保健福祉圏域内に1ヵ所以上整備する。
- ・医療的ケア児等支援のための関係機関による協議の場を21の障がい保健福祉圏域内に1ヵ所以上設置する。

本市においては、市内に児童発達支援センターに準じた機能を有する児童発達支援事業所があり、令和3年度より保育所等訪問支援も開始しています。

また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域内にそれぞれ1カ所ずつ整備されています。

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、圏域市町、道及び関係事業所と連携しながら検討を進めます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針においては、令和8年度末までに各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するために、以下の目標を設定しています。

### 【国】

- ・ 令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

### 【道】

- ・ 令和8年度末までに、全ての市町村に基幹相談支援センターを設置する。

基幹相談支援センターは、地域における障がい者福祉を担う中核機関であり、障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から市町村における設置が努力義務となります。一方で、基幹相談支援センターが担う役割は障がい分野のみならず、介護や医療などの関係機関との連携など多岐にわたり、高い専門性が求められることから、有資格者等の人材の確保が必要となります。本市においては、市内の相談支援事業所と連携を図りながら令和8年度末までの設置を目指します。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化に伴い事業所数が増加する中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるため

の取組に関する事項を実施する体制を構築するため、国の指針においては以下のとおり成果目標を定めています。

**【国・道】**

- ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築する。

国の指針を踏まえ、本計画では以下のとおり成果目標を設定します。

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を道と共有し、自立支援給付費、障害児通所支援給付費の適正化を図るため、指導監査における指摘事項があった際には道と連携を図り、改善や過誤申立て等について適切に対応します。

**(8) 避難行動要支援者制度における個別避難計画の充実**

東日本大震災を教訓として、災害対策基本法が平成25年度に改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務となり、令和3年度には個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。当市では、平成30年の胆振東部地震に伴うブラックアウトを契機に、呼吸器障がい等により在宅酸素療法を受けている方の個別避難計画を作成したところですが、他にも個々の障がいの特性や防災ハザードマップにおける浸水想定区域等も踏まえ、個別避難計画の充実に努めます。

## 第4章 サービスの見込量と確保の方策

令和6年度から令和8年度までにおける障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその確保の方策は、次のとおりです。

### 1 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	200	200	200
	利用者数 (人/月)	20	20	20

(単位) 時間/月 月当たりの延べ利用時間の平均 人/月 月当たりの実利用者数の平均

訪問系サービスは、在宅生活を支える上で重要な役割を果たしており、第6期計画期間においては実績値が計画値を大幅に上回っています。

計画値については、市内1カ所の利用実績をもとに設定しており、利用時間数、利用者数の増加を見込んでいます。今後も地域移行や介護者の高齢化が進む中で、家事援助、通院介助等のニーズはさらに増加すると見込まれることから、サービス提供事業所・相談支援事業所と連携を図りながら地域生活の支援に努めます。

#### (2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数 (人/月)	0	0	0
生活介護	利用者数 (人/月)	105	100	95
	利用量 (人日/月)	2,300	2,200	2,100
自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人/月)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0

自立訓練（生活訓練）	利用者数 （人/月）	6	6	6
	利用量 （人日/月）	105	105	105
自立訓練（宿泊型）	利用者数 （人/月）	0	0	0
	利用量 （人日/月）	0	0	0
就労移行支援	利用者数 （人/月）	6	6	6
	利用量 （人日/月）	138	138	138
就労継続支援（A型）	利用者数 （人/月）	30	32	34
	利用量 （人日/月）	690	736	782
就労継続支援（B型）	利用者数 （人/月）	111	112	113
	利用量 （人日/月）	2,000	2,200	2,400
就労定着支援	利用者数 （人/月）	3	3	3
短期入所（福祉型）	利用者数 （人/月）	3	4	5
	利用量 （人日/月）	45	60	75
短期入所（医療型）	利用者数 （人/月）	0	0	0
	利用量 （人日/月）	0	0	0

（単位）人/月 月当たりの実利用者数の平均 人日/月 月当たりの延べ利用者数の平均

生活介護は、施設入所支援との組み合わせで利用するケースが多いことから、施設入所者数の地域移行に伴い減少することを想定しています。

### （3）居住系サービス

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数 （人/月）	49	49	49
施設入所支援	利用者数 （人/月）	75	73	71
自立生活援助	利用者数 （人/月）	0	0	0

（単位）人/月 月当たりの実利用者数の平均

居住系サービスは、障がいのある人の入所施設や精神病床からの地域生活への移行、また、障がいのある人やその介護者の高齢化に伴う「親亡き後」を見据えた居住先として共同生活援助（グループホーム）事業所の需要がさらに高まることを見込まれます。

施設入所支援については、成果目標である「施設入所者の地域生活への移行」の達成を目指しますが、その一方で、重度障がいのある人が安心して生活できる場所として入所施設が果たすべき役割は維持する必要があります。

#### （４）相談支援

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	51	53	55
地域移行支援	利用者数 (人/月)	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/月)	1	1	1

(単位) 人/月 月当たりの実利用者数の平均

計画相談支援については、今後も利用者の増加が見込まれる一方で、対応する相談支援事業所の人材確保も求められることから、モニタリング期間の延長など、連携を図りながら相談支援体制の維持に努めます。また、地域移行支援及び地域定着支援は第6期計画期間中に2人の利用実績があり、現在も地域生活を継続しています。現在は、地域移行の重要な資源であるグループホームに空きがない状況が続いていることから、令和8年度までの計画値を1人に設定しています。

## 2 障害児通所支援サービス

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	70	70	70
	利用量 (人日/月)	180	180	180
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	70	70	70
	利用量 (人日/月)	630	630	630
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	1	1	1
	利用量 (人日/月)	6	6	6
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	20	20	20

(単位) 人/月 月当たりの実利用者数の平均 人日/月 月当たりの延べ利用者数の平均

児童発達支援・放課後等デイサービスの利用実績は増加傾向にありますが、砂川市の出生数及び18歳未満の療育手帳交付者数は減少傾向にあること、現在の利用実績及び事業所定員を考慮した計画値としています。

今後も、障がいの種類や程度、年齢等のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るため、各事業所と連携し、提供体制の確保に努めます。

## 3 地域生活支援事業

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	箇所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	実利用者数 (人)	1	1	1

日常生活用具給付等事業	件数	640	650	660
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人)	0	0	0
移動支援事業	実利用者数 (人)	3	4	5
	延べ利用時間 (時間)	90	120	150
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1
	実利用者数 (人)	45	47	50
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	6	6	6
	延べ利用時間 (時間)	600	600	600
身体障害者用自動車改造費 助成事業	実利用者数 (人)	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	1	1	1

成年後見制度利用支援事業は、高齢化や核家族化が進行する中で、意思決定の困難な障がいのある人の契約行為や金銭管理、権利擁護の必要性が年々高まっており、本市においても、平成29年度に砂川市社会福祉協議会内に砂川市成年後見支援センターが設立され、より充実した支援の体制が整備されています。利用支援事業の実績はまだわずかですが、引き続き制度の周知を図るとともに、成年後見支援センターの活用による充実した支援を目指していきます。

地域生活支援事業は、実施主体が市町村であり、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟な対応が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応して支援を随時検討していきます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進主体

計画の推進に当たっては、行政はもとより、国や道、市民、ボランティア、民生児童委員、サービス提供事業者、企業、医療機関等、各関係者がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが重要です。

これらの連携・協力体制の強化を推進し、障がいのある人が身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるような社会の実現を目指します。

### 2 地域への広報及び啓発活動

障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、市民意識の醸成に努め、市民に理解と協力、そして支援への参画等を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

### 3 計画の管理

本計画の着実な実行に努めるため、定期的に計画に対する実績を把握するとともに、その時々障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある人や地域の実情等を踏まえながら、計画の分析・評価・点検を行います。

なお、進捗管理や評価等、計画推進に当たっては、砂川市障害者地域自立支援協議会の意見等も聴取することとし、必要に応じて、計画の見直し等を実施します。

## 砂川市障害者地域自立支援協議会 委員

(令和6年3月28日時点)

	区 分	団 体 名	役職名	委 員 名
1	保健・医療	空知医師会 (砂川部会)	部会長	明 円 亮
2	〃	北海道空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室 (滝川保健所)	健康推進課長	山 崎 由紀子
3	学 識	砂川市社会福祉協議会	会 長	岡 本 昌 昭
4	〃	砂川市民生児童委員協議会 (心身障がい者対策部会)	部会長	伊 藤 孝 子
5	障 害 者 団 体	砂川身体障害者福祉協会	会 長	大 橋 俊 彦
6	相談支援 事 業 者	社会福祉法人くるみ会 地域生活支援センターぽぽろ	センター長	田 澤 智 晴
7	障害福祉 サービス	特定非営利活動法人 つむぎの家	サービス 管理責任者	馬 面 紀 子
8	〃	砂川希望学院	施設長	石 亀 善 則
9	教 育	北海道障害者職業能力開発校	校 長	加 藤 直 樹
10	就労支援 雇用施策	滝川公共職業安定所	上席職業 指導官	藤 井 達 也

## 砂川市障害者地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項に基づき障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、地域での自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を推進するため、砂川市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、障害者等の支援に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者の権利擁護に関すること。
- (6) 砂川市障がい者計画及び砂川市障がい福祉計画の策定等に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 相談支援事業者の代表者
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (4) 保健、医療等の関係機関の代表者
- (5) 就労支援、雇用施策関係機関の代表者
- (6) 教育関係機関の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める者

3 前条第6号に関する事項を協議する必要があるときは、公募により選出した委員を加えるものとする。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。なお、公募により選出した委員の任期は、計画策定時までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 協議会は会長が招集する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(報償費)

第5条 委員には、予算の定めるところにより報償費を支払うものとする。

(部会等)

第6条 協議会に、必要に応じて部会及びケース検討会議を置くことができる。

2 部会の組織、委員等は、協議会で定める。

3 ケース検討会議は、関係機関等の実務担当者により、個別事例について情報交換及び支援方法の検討を行う。

4 協議会は、必要があると認めるときは関係機関等の職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、砂川市保健福祉部社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年1月20日から施行する。

## <用語説明>

### <あ～お>

#### ○育成医療

身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障がいのある子どもに対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の助成が受けられる制度。

#### ○意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語機能障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方へ手話通訳者等を派遣し、他者との意思疎通の仲介を行う事業。

#### ○一般就労

障がいのある人の就労形態の一つで、一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。⇔福祉的就労

#### ○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人や障がいのある子どもに、外出の際の付き添いや助言等の支援を行う事業。

#### ○医療的ケア児

先天的な病気や障がいを持って生まれ、人工呼吸器や経管栄養等、日常的に医療的なケアを必要とする子ども。

### <か～こ>

#### ○基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。

#### ○共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴や排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

#### ○強迫性障害

自分の意思に反して、不合理な考えやイメージが頭に繰り返し浮かんで来て、それを振り払おうと同じ行動を繰り返してしまう病気。

## ○居宅介護

ホームヘルパーが障がいのある人の自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行うサービス。

## ○居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある子ども等に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

## ○計画相談支援

・サービス利用支援…障害福祉サービスの申請をする障がいのある人や障がいのある子どもの保護者等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類や内容を記載したサービス等利用計画案を作成するサービス。

・継続サービス利用支援…国で定める期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、計画の見直しを行うサービス。

## ○高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害で、症状としては、注意力や集中力の低下、新しいことが覚えられない等がある。

## ○更生医療

身体障がいのある人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の助成が受けられる制度。

## ○行動援護

知的又は精神障がいにより一人で行動することが困難な方に、危険を回避するための必要な援助や外出時の移動中の介護、排せつや食事、その他行動する際に必要な援助を行うサービス。

## ○広汎性発達障害

発達障害のひとつで、対人関係の困難、パターン化した行動や強いこだわりの症状がみられる障がい。

## 〈さ～そ〉

### ○サービス等利用計画

障害福祉サービスの利用を希望する方が、適切にサービスを利用することができるよう、心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成される計画。平成 27 年度からは原則としてすべての障害福祉サービス利用者に計画の作成が必要となる。

### ○施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や助言、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

### ○児童発達支援

就学していない障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。

### ○児童発達支援センター

地域における児童発達支援の中核的な役割を担う施設で、施設に通う児童の通所支援の他、地域で暮らす障がいのある子どもや家族への支援、障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う。

### ○自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援する事業。

### ○社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用する各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。

- ・制度…自立支援医療・障害者手帳・障害年金等
- ・施設…入所施設・各事業所・グループホーム・地域活動支援センター等
- ・機関…市役所・保健所、医療機関…病院・デイケア等

### ○重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供するサービス。

## ○重度訪問介護

ホームヘルパーが重度の肢体不自由、重度の知的障がい又は重度の精神障がいのある人で常に介護を必要とする方の自宅を訪問し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。

## ○就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、一般企業等への就労が可能と見込まれる方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うサービス。

## ○就労継続支援 A 型（雇成型）

一般企業等に就労することが困難な 65 歳未満の障がいのある人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

## ○就労継続支援 B 型（非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

## ○就労定着支援

一般就労した障がいのある人が職場に定着できるよう、施設の職員が就職した企業を訪問することで、障がいのある人や企業を支援するサービス。

## ○手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために、手話による日常会話に必要な表現技術を習得した方を養成する事業。

## ○障害児相談支援

・障害児支援利用援助…障害児通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の申請をする障がいのある子どもの心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類や内容を記載した障害児支援利用計画案を作成するサービス。

・継続障害児支援利用援助…国で定める期間ごとに、障害児通所支援サービス等の利用

状況を検証（モニタリング）し、計画の見直しを行うサービス。

#### ○障害児通所支援サービス

児童福祉法に基づき、障がいのある子どもの障がいの程度、勘案すべき事項（保護者、居住等の状況）及びサービス等利用計画案をふまえて個別に支給決定が行われるサービス。

#### ○障がい保健福祉圏域

障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから道が設定。全道を21の圏域に区分。

#### ○障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の障がいの種類や程度、勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）及びサービス等利用計画案をふまえて個別に支給決定が行われるサービス。

#### ○自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言等の支援を行うサービス。

#### ○自立訓練（生活訓練）

知的又は精神障がいのある人に、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言等の支援を行うサービス。

#### ○自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が、地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、生活上の課題はないか、体調に変化はないか等を確認し、アドバイスをを行い、地域生活を支援するサービス。

#### ○身体障害者手帳

身体機能（目や耳、手足、心臓、じん臓等）に永続する障がいを有する方に交付される手帳。

#### ○身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がいのある人が自立した生活及び就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を一部助成する事業。

## ○人工透析療法

じん臓機能の低下により、血液のろ過が充分に行えず、水分や老廃物のコントロールが出来なくなった際に行う代替的な治療方法。

## ○生活介護

障がいにより常時介護を必要とする方に、施設内において入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

## ○精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（統合失調症、うつ病等）があり、その障がいのために生活上困難が伴う方に交付される手帳。

## ○精神通院医療

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他精神疾患（てんかんを含む）を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状がある場合に、通院医療費の助成が受けられる制度。

## ○成年後見制度

判断能力が十分でない高齢者、知的又は精神障がいのある人等の権利を守るため、本人に代わって法的な手続きや財産管理、福祉サービスの契約締結等を行う後見人を裁判所が選任し、法律的に保護、支援をする制度。

## ○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業。

## ○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度による支援が必要であっても、申し立てをする親族がいない等の理由により制度の利用が難しい方について、必要と認められた場合、申し立てにかかる費用の助成及び後見人の報酬の一部を助成する事業。

## ○双極性感情障害（躁うつ病）

気持ちが高ぶり活動的になる躁状態と、憂うつで無気力なうつ状態をくりかえす病気。

<た〜と>

### ○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護、その他の必要な介護を行うサービス。障害者支援施設で実施される福祉型と介護老人保健施設で実施される医療型の、2つのタイプがある。

### ○地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人が、地域生活に移行するために必要な住居の確保や新生活への準備等に対する支援。

### ○地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもが、地域での自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等の福祉施策や地域生活支援を推進するために設置された協議会。

### ○地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村がそれぞれ実施する事業。（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）

### ○地域生活支援センター

地域で生活する障がいのある人の支援や日常的な相談への対応、地域交流を通して自立や社会参加の促進を目的とする施設。

### ○地域活動支援センター事業

障がいのある人や障がいのある子どもの地域の実情等に応じた創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進及び日中における活動の場を確保するサービス。

### ○地域共生社会

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会。

## ○地域定着支援

地域生活をしている障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う。

## ○地域包括ケアシステム

地域に生活する方の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

## ○同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方が外出する際に同行し、移動に必要な情報提供や介護、排せつや食事等外出する際に必要な援護を行うサービス。

## <な～の>

### ○日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人や障がいのある子どもに、自立生活を支援する日常生活用具の給付又は貸与を行うサービス。

### ○日中一時支援事業

障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場の確保を行うとともに、介護者が病気等の理由で一時的に家庭での介護ができない場合、事業所において見守りや活動の場の提供を行い、日常生活の支援を行うサービス。

## <は～ほ>

### ○発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がい等。

### ○避難行動要支援者

災害対策基本法及び砂川市地域防災計画に基づき、災害が発生したときや発生しそうなときに、特に避難支援を必要とする方。

### ○福祉的就労

障がい等の理由から一般企業等で働けない方のために、作業所等工賃を支給し、作業訓練等に重点を置いた就労形態。⇔一般就労

## ○保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもにつき、その施設を訪問し、その施設において、集団生活に適応するための専門的な支援等を行うサービス。

## ○放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもの生活能力向上のために、学校教育の場以外でも訓練等の支援を提供するとともに、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を提供するサービス。

## ○訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴を介助するサービス。主に車載の入浴設備を用いてサービスを行う者を派遣させる方法により実施する。

## <ら～ろ>

## ○理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなくすために、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業。

## ○療育手帳

知的な面での発達に障がいのある人で、知的障がいと判定された方に交付される手帳。

## ○療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする方に、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービス。

## 資料

- 砂川市障がい福祉計画策定に係るアンケート調査の概要
  - ・ アンケート調査結果
  - ・ アンケート自由記載欄まとめ